

# ご存じですか？ 森林の伐採には届出が必要です。

## 伐採及び伐採後の造林の届出制度

自分の山の木なら自由に伐っていい。そんな風に思っている人はいませんか。  
たとえ自分の山でも、森林を伐採するときは、事前に届出をすることが法律で義務づけられています。  
では、どんな場合に、どのように届出を出したらいいのでしょうか。制度のあらましを紹介しましょう。



### 届出が必要なわけは？

市町村森林整備計画に従った適切な施業を確保するため

森林はあなたの財産であるだけでなく、さまざまな働きを通じて私たちの暮らしを支える公共財でもあります。市町村森林整備計画に従った適切な施業を行うことで、地域の期待にも応えられる健全で豊かな森林をつくることが求められています。伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林の伐採や伐採後の造林が市町村森林整備計画に従って適切に行われるよう、届出をしていただくものです。

### だれが届け出るの？

森林所有者や立木を買い受けた者

届出が必要なのは、森林所有者や立木を買い受けて伐採を行う者です。例をあげると以下の通りです。

①森林所有者  
森林所有者が自分で、あるいは他者に請け負わせて伐採する場合は、森林所有者が届け出ます。

②森林所有者と立木買い受け者(連名)

伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採するなど、伐採する者と伐採後に造林する者が異なる場合は、届出をする際にあらかじめ造林の計画について話し合い、連名で届け出る必要があります。

### どんな時でも届出は必要？

原則として事前の届出が必要

森林(竹林を除く)を伐採する場合は、原則として事前の届出が必要です。ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合など、届出の必要がない場合もあります。森林経営計画に基づいた伐採の場合には、事後の届出が必要です。

伐採の中止命令や造林命令の対象となり、これらの命令に従わない場合にも、罰則(100万円以下の罰金)があります。

### 伐採及び伐採後の造林の計画の変更・遵守命令って？

伐採計画などが市町村森林整備計画に適合しないときなどにissされる命令のこと

届出の内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、あるいは届け出た計画に従って伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届け出た者に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。これらの命令に従わない場合は、罰則(100万円以下の罰金)があります。

### 届出をしない場合は？

罰則があります。また、伐採の中止・造林命令の対象となります。

無届の場合には罰則(100万円以下の罰金)があります。また、無届による伐採を行い、災害を発生させる恐れがある場合は、

### 届出の内容は？

伐採する場所、伐採面積、伐採期間、伐採方法、伐採後の造林樹種、伐採後の造林の方法など

届出書の様式が新しくなりました。市町村役場に備えられている届出書に記載し、提出して下さい。

※ご不明な点は市町村役場の林務担当窓口へお問い合わせ下さい。

### 届出の時期は？

伐採を始める日の90日から30日前まで

### 届出先は？

伐採する森林が所在する市町村の長

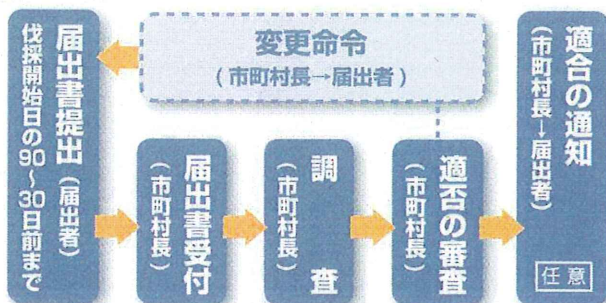
当該市町村役場の林務担当窓口へ届け出て下さい。

### どんな森林が対象？

保安林などを除く民有林

届出の対象となる森林は、保安林と保安施設地区を除く民有林(地域森林計画の対象森林)です。

### 届出のプロセス



### 伐採及び伐採後の造林の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
---	---	----	---	----

2 伐採の計画

伐採面積	ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・副伐
伐採樹種	
伐採率	%
伐採期	

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ほう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他( )・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

人工造林(植栽・人工播種)	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
天然更新(ほう芽更新・天然下種更新)			ha	本
5年後において適確な更新がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考